

## 指名停止措置の概要

## 1 指名停止措置業者名

光南建設株式会社 宜野湾市宜野湾 3-2-16  
 47-000321 代表者 津波 克守  
 (土木A、建築特A、ほ装A、水道施設工事、解体工事)

## 2 指名停止期間

令和 8 年 4 月 22 日 ～ 令和 8 年 6 月 21 日 (2 か月)

## 3 指名停止措置の範囲

沖縄県が発注する全ての建設工事等 (下請けを含む)

## 4 事実概要

光南建設株式会社は、営業所技術者が常勤せず、建設業法第 7 条第 2 号に掲げる基準を満たさなくなったにもかかわらず、事実発生日から 2 週間以内に必要な届け出を行わなかった。また、令和 4 年度から令和 6 年度の経営事項審査の申請に際し、実態と異なる内容を記載した工事経歴書及び技術職員名簿を提出していたことが確認され、その結果をもって、公共工事の発注者である沖縄県に対し、入札参加資格申請を行った。

このことは、建設業法第 28 条第 1 項本文及び建設業法第 28 条第 1 項第 2 号に該当するとして、令和 8 年 3 月 24 日、沖縄県知事から指示処分及び営業停止処分を受けた。

## 5 指名停止措置理由

「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」第 7 条第 1 項に基づく別表第 2 第 11 号に該当する。

「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」  
 別表第 2 (抜粋)

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為)	
11 県内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から 1 か月以上 9 か月以内